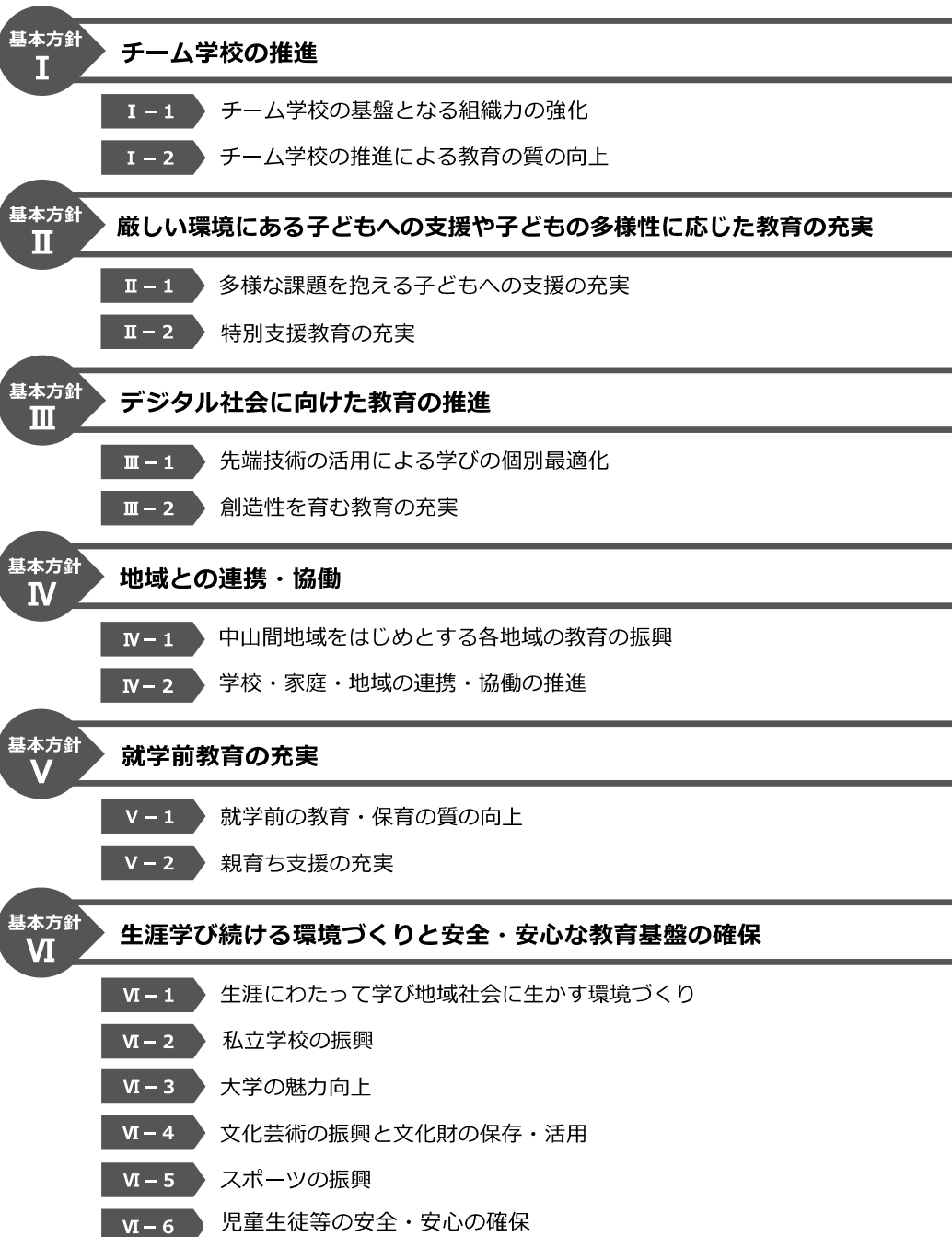


第4章 基本方針と喫緊の課題の解決に向けた横断的取組

1 概要

第3章の基本理念や基本目標の実現に向けて、これまでの取組の分析結果や社会の動向等を踏まえたうえで、第2期大綱において重点的に進めていく必要がある取組について、6つの基本方針に整理するとともに、喫緊の課題の解決に向けて横断的に推進する取組を、2つの横断的取組として位置付けました。これらの基本方針、横断的取組に沿って施策を推進します。



横断的取組 1 不登校への総合的な対応

横断的取組 2 学校における働き方改革の推進

<第2期高知県教育大綱 基本方針と横断的取組>

2 各基本方針、横断的取組の概要

基本方針
I

チーム学校の推進

社会・経済が大きく変化し、学校を取り巻く課題も多様化・複雑化している中で、本県の子どもたちの知・徳・体を向上させていくためには、

- ・学校組織が少数の管理職と多数の教職員で構成されているため、課題への対応が個々の教職員により対症的に行われることが多く、組織としての取組が弱いこと
- ・日々の授業や生徒指導が個々の教員に任されており、教員同士が連携した授業力の向上や生徒指導の充実に向けた取組が十分でないこと
- ・学校の課題が多様化・複雑化する中で、教員の専門性だけでは対応に限界があること
- ・学校や教員に求められる役割が増加する中で、教員の多忙化により児童生徒と向き合う時間の確保に支障が生じていること

などの学校が抱える課題の解決に向けた取組を推進していくことが必要です。

これまで、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、「チーム学校の構築」を推進してきました。

その結果、多くの学校において、学校経営計画に基づく校長を中心とした組織マネジメントの実践力が高まるとともに、教員同士の学び合いの仕組みによる授業改善や外部の専門家を活用した組織的な生徒指導等の取組が充実してきています。

一方、各学校において、これからの時代に必要となる資質・能力の育成に向けた学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革、増加する若年教員の育成等に取り組むうえで、チーム学校の取組はますます重要になってきます。

このため、全ての学校において、組織的に課題に対応し、協働的に学び合い、教育の質を高めていくための取組が自律的・継続的に実施されるよう、チーム学校の取組をさらに推進します。

基本方針
II

厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実

家庭の生活の困窮や教育力の低下、地域における見守り機能の低下などを背景として、多くの子どもたちが、学力の未定着をはじめ、不登校や虐待、非行といった困難な状況に直面しています。

県では、こうした厳しい環境にある子どもへの支援の徹底を図るため、就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして、小学校から高等学校までの各段階に応じた切れ目のない対策を推進してきました。

これまでの取組により、放課後等の学習機会の充実や、地域全体で子どもを見守る体制の整備等に一定の成果がみられますが、生徒指導上の諸課題等の状況をみると、依然として多くの子どもが多様な課題を抱えており、家庭環境や学校生活に複合的な課題を抱えている子どもも少なくありません。また、コロナ禍において経済情勢が厳しさを増す中、家庭の経済状況により学びや就職が希望どおりにならないなど、子どもたちの貧困の世代間連鎖が危惧される状況にあります。さらに、ヤングケアラーについては、支援が必要であっても表面化しにくいといった課題が挙げられています。

このため、スクールソーシャルワーカー等の専門人材や関係機関と連携・協働しながら、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るための取組を推進するとともに、全ての子どもたちが安心して学び、夢と希望を持ち続けて育つことができるよう、厳しい環境にある子どもへの支援の充実を図ります。

また、特別支援教育については、近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している幼児児童生徒数の増加や、障害の状態の多様化がみられる中、教職員の専門性の向上や、より早期からの指導・支援の体制づくりが求められます。

このため、発達障害を含めた全ての障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、共生社会の実現を目指し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを志向するインクルーシブ教育システムの構築に向けて、本県の特別支援教育の一層の充実を図ります。

基本方針 Ⅲ

デジタル社会に向けた教育の推進

技術革新が急速に進む中で、あらゆる分野においてデジタル技術の活用が進んでいます。教育分野においても、AIやビッグデータ等の新しい技術の活用が進んでおり、これまでの学校教育の在り方も大きく変化していくことが予想されます。

一斉一律を前提とした授業の中では、理解が十分でなく授業についていけない児童生徒や内容が平易すぎると感じている児童生徒への対応、個々の児童生徒の興味・関心に沿った授業の実施といった点で課題があります。

また、中山間地域の小規模の高等学校等においては、生徒の進路希望や興味・関心に応じた多様な指導に課題がみられる場合もあります。

こうした課題に対応し、児童生徒一人一人の進捗や能力、興味・関心に応じた学びの実現を図るため、1人1台整備されたタブレット端末等の活用による習熟度に応じた個別学習や遠隔教育システムによる授業配信など、先端技術を最大限に活用することで新しい教育方法の開発を図るとともに、その普及に向けた取組を推進します。さらに、ICTを効果的に活用した授業づくりについて学ぶ研修等を実施するとともに、体系的な研修プログラムを実践し、教員のICT活用指導力の向上を図ります。

また、「超スマート社会（Society 5.0）」の到来等により、労働市場の構造や職業、人々の生活様式が大きく変わることが予測される中、本県においても、「高知版 Society5.0」の実現に向けて、最先端のデジタル技術の活用により各分野の課題解決を図るとともに、新たな産業創出や地場産業の高度化を推進していく取組が進んでいます。教育においても、デジタル社会に対応できる素養を育むことや、AI技術等を活用し新たな価値創造をもたらす人材を育成していくことが求められています。

このため、全ての児童生徒が、新しい時代に対応するための基盤となる情報活用力や思考力等を身につけることができるよう、各学校におけるプログラミング教育や理数系科目の教育の充実を図るとともに、AIやビッグデータ等を活用して新たな価値の創造や社会課題の解決を図る人材の育成に向けた高大連携の取組など、デジタル社会に対応する人材の育成を図ります。

基本方針 IV

地域との連携・協働

地域社会とのさまざまな関わりを通じて、子どもたちにこれからの時代に必要な力や地域への愛着・誇りを育むとともに、地域コミュニティの核として魅力のある学校づくりを進めるためには、学校と地域との連携・協働の体制の構築が不可欠です。

特に、中山間地域をはじめ、多くの地域で児童生徒数の減少や地域コミュニティの希薄化が課題となっている本県において、地元の人々や企業と連携して地域の課題解決に取り組む学習を推進するなど、学校と地域との連携・協働により、その地域ならではの教育を展開していくことは、各学校の教育の質の維持・向上はもとより、地域発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要です。

また、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもを見守り育てていく体制の整備も必要です。近年の家庭環境の多様化に伴い、子どもと向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいることや、地域における互助・共助の意識が希薄となる中で、地域が家庭や子どもを見守り支える機能が低下していることが指摘されています。他方で、子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教職員だけでは対応には限界があります。

こうした状況を踏まえ、県では、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである地域学校協働本部の設置促進やコミュニティ・スクールの導入促進等の取組を積極的に進めており、多くの学校で体制の整備が進んできましたが、厳しい環境にある子どもの見守り機能の強化など、取組の一層の充実が求められます。

このため、中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興や、地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制の充実に向けて、「地域との連携・協働」をさらに推進します。

基本方針
V

就学前教育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に質の高い教育・保育を受けることが、子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長にとって極めて重要です。

このため、県内のどこにいても質の高い教育・保育を受けることができる環境の実現を目指し、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った具体的な指導方法の普及や園における組織マネジメント力の強化、保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上、保幼小の円滑な接続の推進などに取り組んできました。

こうした取組により、各園における教育・保育の質は着実に向上してきていますが、特別な支援を必要とする子どもへの対応や、子育てに不安や悩みを抱える保護者への支援等の充実が求められる中、各園において、個々の保育者はもとより、園としての組織的な対応力を一層高めていく必要があります。加えて、各園で育まれた子どもの生きる力の基礎である資質・能力を、小学校の学びへ円滑につないでいくことが求められています。

こうしたことを踏まえ、全ての保育所・幼稚園等において、専門的で高度な知見に基づく質の高い教育・保育の実践や、保幼小の連携・接続、また、日常的な親育ち支援が充実することを目指して、今後も引き続き就学前教育の充実を図ります。

基本方針
VI

生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保

社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境を整備していくことが重要です。また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

しかしながら、近年、少子・高齢化や過疎化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤は弱まってきています。また、社会・経済の変化による県民の新たなニーズに対応できる多様な学びの場の充実が求められています。

これまでの取組により、オーテピア高知図書館をはじめ、生涯学び続けるための環境の整備は一定進んできていますが、全ての県民が、急速な技術革新に伴う社会の変化や、平均寿命の伸長等によるライフサイクルの変化に対応するための知識や技能を身につけることができるよう、学びの機会の一層の充実が必要です。

このため、生涯学習・社会教育の推進、多様なニーズに対応した教育機会の提供など生涯学び続ける環境づくりをさらに推進します。

また、今後高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震により、本県に甚大な被害がもたらされることが懸念されています。あわせて、台風や大雨等の気象災害、猛暑による熱中症、登下校時の交通事故や不審者情報など、子どもたちの安全を脅かすさまざまな事案も発生しています。

こうした自然災害や事故、犯罪等から子どもたちの命を守り抜くため、全ての学校等において子どもの発達段階や地域の特性に応じた防災を中心とした安全教育や安全確保のための取組の充実を図るとともに、学校施設等の耐震化の促進など、安全・安心な教育基盤の確保のための取組を推進します。

さらに、子どもたちの学びに大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症については、いまだ終息が見通せず、引き続き警戒が必要な状況にあります。

学校においては、基本的な感染対策を徹底するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障を両立していきます。

横断的取組 1 不登校への総合的な対応

県ではこれまで、不登校の未然防止を図るため、児童生徒の自尊感情を育む開発的な生徒指導や、児童生徒にとって安全・安心な居場所づくり、児童生徒が主体的に取り組む活動を通じた仲間づくりなどを推進してきました。

また、厳しい環境にある児童生徒への支援の充実を図るため、スクールカウンセラーの全公立学校への配置やスクールソーシャルワーカーの全市町村への配置を行うとともに、登校することができない児童生徒への訪問支援を行うアウトリーチ型のスクールカウンセラーを県内の全11市の教育支援センターに配置するなど、支援体制の充実を進めてきました。さらに不登校をはじめ厳しい環境にある児童生徒に対して、的確なアセスメントに基づいて組織的に支援ができるよう、スクールカウンセラー等の専門人材を活用した校内支援会を全ての学校で実施しています。

しかしながら、本県の不登校の出現率は全国平均より高く、近年不登校児童生徒数は増加する傾向にあります。また、不登校児童生徒の背景や要因も複雑化、多様化してきており、学校だけでは対応できない状況もみられ、県、市町村、医療、福祉等の関係機関が連携した総合的な取組をさらに推進していく必要があります。

このため、これまでの取組も含め、未然防止・初期対応・自立支援のカテゴリーに分けて不登校への対策を整理し、学校においては不登校の未然防止に向けて、魅力ある授業づくり、学校づくりをさらに推進するとともに、早期発見・早期対応のための学校の体制を強化します。また、不登校等児童生徒の状況にあわせたICT等を活用した学習支援等が可能となる体制を整備し、学校や社会とのつながりを確保するとともに、学校復帰、社会的自立に向けた抜かりのない支援ができるよう、市町村と連携して教育支援センターの機能強化を推進します。さらに、心の教育センターによる取組をこれまで以上に強化し、学校、教育支援センター、心の教育センターの三層構造での重層的な支援を推進します。

横断的取組 2 学校における働き方改革の推進

「子どものために」という強い使命感や責任感から、学習指導のみならず、児童生徒に関わるあらゆる業務に献身的に対応する中で、年々学校や教員の役割が増大してきました。また、大量退職に伴う若年教員の採用、学習指導要領改訂に伴う総授業時数や部活動の指導時間の増加により、教員の長時間勤務が常態化しています。

文部科学省が行った教員勤務実態調査（平成 28 年度）でも看過できない勤務実態が明らかとなり、子どもたちに対して効果的な教育活動を行っていくためにも教員の働き方改革が必要となっています。

この間、本県においても労働法制全体の動きを踏まえ、正規の勤務時間以外の時間における上限の目安時間を国に準じた「月 45 時間、年間 360 時間」等と定める指針を策定し、教育職員の在校等時間の管理、業務の役割分担と適正化、必要な執務環境の整備など、働き方改革に向けたさまざまな取組を推進してきました。しかしながら、令和 3 年度において時間外在校等時間[※]が 45 時間を超えた教員の割合は、小学校で 70.3%、中学校で 82.9%、義務教育学校で 81.8%、県立学校では 23.5%となっており、時間外勤務の削減が十分に進んでいるとは言い難い状況にあります。

このように、依然として長時間勤務の状況にあることから、今後も「学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革」、「業務の効率化・削減」、「専門スタッフ・外部人材の活用」という 3 つの観点のもと、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう、市町村教育委員会や学校等と連携しながら、学校における働き方改革の取組を推進します。

※時間外在校等時間：在校時間に、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している校外での時間を加えた「在校等時間」から、所定の勤務時間を除いた時間数。上記の率は、校務支援員配置の小学校 47 校、中学校 18 校、義務教育学校 1 校及び全県立学校の令和 3 年 4 月から令和 4 年 1 月までの実績

基本理念（目指すべき人間像）の実現に向けた施策の体系図

